

福岡県公報

令和5年5月19日
第 398 号

目 次

告 示 (第315号 - 第326号)

○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	(環境保全課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	3
○福岡県有明海区漁場計画等の公表及び免許予定日等の公示	(漁業管理課) ……………	4
○筑前海区漁場計画等の公表及び免許予定日等の公示	(漁業管理課) ……………	4
○福岡県豊前海区漁場計画等の公表及び免許予定日等の公示	(漁業管理課) ……………	5
公 告		
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	5
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	6

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	7
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) ……………	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	12
○意見募集の結果の公示	(農山漁村振興課) ……………	12
○農地中間管理機構関連の土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) ……………	12
○土地改良区の成立	(農村森林整備課) ……………	12
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課) ……………	12
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) ……………	13
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) ……………	13
○落札者等の公示	(教育庁財務課) ……………	13
○落札者等の公示	(教育庁義務教育課) ……………	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	14
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	14
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	14
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	15
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	15
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	16
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	17
公安委員会		
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課) ……………	17
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課) ……………	19

○機械警備業務管理者講習の実施 (警察本部生活保安課) ……………21

告 示

福岡県告示第315号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する要措置区域

田川市大字糶1958番8及び1982番1の各一部

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

1, 1-ジクロロエチレン

1, 2-ジクロロエチレン

1, 1, 1-トリクロロエタン

トリクロロエチレン

3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（規則別表第6の1の項の中欄）

福岡県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年5月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	善導寺停車場耳納線	久留米市山本町耳納1078番1先から 久留米市山本町耳納1142番1先まで

福岡県告示第317号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第222号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上頓野(9)	直方市大字上頓野（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第318号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第223号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

上頓野(9)	直方市大字上頓野（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
--------	--------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第319号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中泉-56	直方市大字中泉（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第320号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中泉-56	直方市大字中泉（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第321号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月福岡県告示第573号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
脇田-4	宮若市脇田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第322号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第574号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
脇田-4	宮若市脇田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第323号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
脇田-4	宮若市脇田(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第324号

漁業法(昭和24年法律第267号)第62条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区漁場計画を次のように定めたので、同法第64条第6項の規定により当該海区漁場計画の内容等を公表するとともに、漁業の免許予定日及び沿岸漁場管理団体の指定予定日並びに申請期間を公示する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 福岡県有明海区漁場計画

(1) 漁業権に関する事項

別紙のとおり

(2) 保全沿岸漁場に関する事項

なし

2 漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第24条各号に掲げる事項

(1) 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

ア 海区漁業調整委員会の意見の概要

原案のとおり海区漁場計画を定めることが適当である。

イ 当該意見の処理の結果

なし

(2) 漁場図

別紙のとおり

3 漁業の免許予定日

令和5年9月1日

4 沿岸漁場管理団体の指定予定日

なし

5 3に係る申請期間

令和5年6月14日から同年7月14日まで

6 類似漁業権以外の漁業権

有区第31号及び有区第305号

7 その他

別紙は省略し、福岡県農林水産部水産局漁業管理課及び水産振興課並びに福岡県水産海洋技術センター、同有明海研究所、同豊前海研究所及び同内水面研究所において縦覧に供する。

福岡県告示第325号

漁業法(昭和24年法律第267号)第62条第1項の規定に基づき、筑前海区漁場計画を次のように定めたので、同法第64条第6項の規定により当該海区漁場計画の内容等を公表するとともに、漁業の免許予定日及び沿岸漁場管理団体の指定予定日並びに申請期間を公示する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 筑前海区漁場計画

(1) 漁業権に関する事項

別紙のとおり

(2) 保全沿岸漁場に関する事項

なし

2 漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第24条各号に掲げる事項

(1) 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

ア 海区漁業調整委員会の意見の概要

原案のとおり海区漁場計画を定めることが適当である。

イ 当該意見の処理の結果

なし

(2) 漁場図

別紙のとおり

3 漁業の免許予定日

令和 5 年 9 月 1 日

4 沿岸漁場管理団体の指定予定日

なし

5 3に係る申請期間

令和 5 年 6 月 14 日から同年 7 月 14 日まで

6 類似漁業権以外の漁業権

筑区第 4 号、筑区第 113 号、筑区第 1001 号、筑区第 1301 号、筑区第 1302 号、筑区第 1303 号、筑区第 1401 号、筑定第 1 号及び筑定第 2 号

7 その他

別紙は省略し、福岡県農林水産部水産局漁業管理課及び水産振興課並びに福岡県水産海洋技術センター、同有明海研究所、同豊前海研究所及び同内水面研究所において縦覧に供する。

福岡県告示第326号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項の規定に基づき、福岡県豊前海区漁場計画を次のように定めたので、同法第64条第6項の規定により当該海区漁場計画の内容等を公表するとともに、漁業の免許予定日及び沿岸漁場管理団体の指定予定日並びに申請期間を公示する。

令和 5 年 5 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 福岡県豊前海区漁場計画

(1) 漁業権に関する事項

別紙のとおり

(2) 保全沿岸漁場に関する事項

なし

2 漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 24 条各号に掲げる事項

(1) 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

ア 海区漁業調整委員会の意見の概要

原案のとおり海区漁場計画を定めることが適当である。

イ 当該意見の処理の結果

なし

(2) 漁場図

別紙のとおり

3 漁業の免許予定日

令和 5 年 9 月 1 日

4 沿岸漁場管理団体の指定予定日

なし

5 3に係る申請期間

令和 5 年 6 月 14 日から同年 7 月 14 日まで

6 類似漁業権以外の漁業権

なし

7 その他

別紙は省略し、福岡県農林水産部水産局漁業管理課及び水産振興課並びに福岡県水産海洋技術センター、同有明海研究所、同豊前海研究所及び同内水面研究所において縦覧に供する。

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年4月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称)第2グリーンプラザ 春日市下白水南一丁目27番外	第2グリーンプラザ 春日市下白水南一丁目27番外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号 外1者	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号 外1者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年4月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 第2グリーンプラザ

(2) 所在地 春日市下白水南一丁目27番外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積 (㎡)	位置	面積 (㎡)
建物外北東側	117.5	建物外北東側	117.5
建物外南西側	61.5	建物外南西側	61.5
-	-	建物外西側	61.5
合計	179.0	合計	240.5

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
荷さばき施設①、②	午前6時00分から 午後10時00分	荷さばき施設①、②	午前6時00分から 午後10時00分
-	-	荷さばき施設③	午前6時00分から 午前7時30分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン南行橋

(2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
本件申請に関して、特段の支障はなく、特記する意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ライフガーデン水巻
(2) 所在地 遠賀郡水巻町樋口1437番1他
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
今回の変更について、意見はございません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ビバホーム東水巻
(2) 所在地 遠賀郡水巻町吉田南五丁目600番1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

今回の変更について、意見はございません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ケーズデンキ筑後店
(2) 所在地 筑後市大字前津字大坪153-1他6筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
問題ございません。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
スマートフォン解析等複合型機器賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
(1) 競争入札に参加することができない者
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過

していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和5年6月7日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

スマートフォン解析等複合型機器賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和5年8月1日から令和10年7月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和5年6月28日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA, A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求め

- に応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2244
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
令和5年5月19日（金曜日）から令和5年6月19日（月曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和5年6月28日（水曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

- 福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時
令和5年6月29日（木曜日）午前10時30分
- (3) その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手

続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A leasing contract for Multi-function smartphone analyzer
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 P. M. June 28, 2023
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7 - 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市南区横手南町25番2、26番4、47番2、47番8から47番20まで、48番及び711番7並びに春日市須玖北九丁目1番1、1番4から1番6まで及び14番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区横手南町6番11号
遠藤 成子、遠藤 正浩
東京都渋谷区南平台町16番29号

株式会社コプラス 代表取締役 青木 直之

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字南崎2943番1及び2943番8

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区北原一丁目12番30-306号 THE VEGA九大学研都市駅前
井上 幹之、井上 真衣

公告

「福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正案」について、令和5年2月21日から令和5年3月22日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和5年5月9日に公布しました。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

農林水産部農山漁村振興課森林保全係

電話：092-643-3546

メールアドレス：nougyo@pref.fukuoka.lg.jp

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営尾倉・千代丸地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	令和5年5月19日から 令和5年6月16日まで	遠賀町役場

公告

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
尾倉・千代丸地区土地改良区	令和5年5月10日

公告

解散した清算法人上新入土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
貞光 弘利	直方市大字上新入2961番地
磯邊 照義	直方市大字上新入3445番地
貞光 幸一	直方市大字上新入3433番地
高倉 実	直方市大字上新入2611番地
田代 隆幸	直方市大字下新入1604番地
岡松 秀樹	直方市大字下新入2620番地

貞光 誠一

直方市大字上新入3430番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営鷹ヶ浦地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和5年5月19日から 令和5年6月16日まで	大牟田市役所 産業経済部 農林水産課

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営新砂地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和5年5月19日から 令和5年6月16日まで	大牟田市役所 産業経済部 農林水産課

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
人事給与システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部財務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和5年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S 株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

40,700,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

令和5年度福岡県学力調査業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

教育庁教育振興部義務教育課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年4月3日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
東京法令出版株式会社
- (2) 住所
長野県長野市南千歳町1005番地
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
46,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字南原字浮殿下2084番17
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区井堀三丁目27番13号
海渡産業株式会社 代表取締役 海渡 修

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品の名称
四輪車両用タイヤ単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
令和5年3月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名
株式会社東亜商会
- (2) 住所
福岡市中央区警固一丁目8番7号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
29,304,660円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告
令和5年1月13日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品の名称
トヨタ車両用純正部品単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日
令和5年3月1日

4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名

株式会社東亜商会

(2) 住所
福岡市中央区警固一丁目8番7号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
29,231,862円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告
令和5年1月13日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称
車両用燃料（ガソリン・軽油ローリー給油）単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日
令和5年3月14日

4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名

増田石油株式会社

(2) 住所
福岡市中央区大手門三丁目4番5号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
59,011,800円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 入札公告
令和5年1月27日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称
福岡地区車両用燃料単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日
令和5年3月1日

4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名

- 株式会社西日本宇佐美九州支店
- (2) 住所
筑紫野市大字永岡720番地 1
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
38,989,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告
令和5年1月13日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品の名称
福岡地区執行隊車両用燃料単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
令和5年3月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社ナカハタ
 - (2) 住所
田川郡添田町大字添田2352-2
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

- 34,196,529円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告
令和5年1月27日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品の名称
北九州地区車両用燃料単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
令和5年3月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社西日本宇佐美九州支店
 - (2) 住所
筑紫野市大字永岡720番地 1
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
71,432,380円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告

令和5年1月27日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年5月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字上片島字フスマ2173番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

行橋市中津熊809-1 サンデリアーナⅡ B203号

林 優太

公安委員会

福岡県公安委員会告示第112号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和5年5月19日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第3号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和5年7月7日（金） から同年7月14日（金） までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（ 最終日の講習については、午後0時10 分までとし、その後午後1時00分から 修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三 丁目9番1号福岡県警察 警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和5年7月12日（水） から同年7月14日（金） までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（ 初日の講習は、午後1時00分から開始 し、最終日の講習については、午後0 時10分までとし、その後午後1時00分 から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三 丁目9番1号福岡県警察 警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

20名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交

付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定期則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和5年6月5日（月）及び同年6月6日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明す

る警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定期則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定期則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行

い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。
- (5) 本講習は、法第2条第1項第4号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第113号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和5年5月19日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第4号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和5年7月7日（金） から同年7月14日（金） までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（ 4日目の講習は午後0時10分まで、最 終日の講習は午後0時10分までとし、 その後午後1時00分から修了考査を実 施する。）	北九州市門司区小森江三 丁目9番1号福岡県警察 警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所

令和 5 年 7 月 13 日 (木) から同年 7 月 14 日 (金) までの間	午前 9 時 30 分から午後 4 時 35 分まで (最終日の講習については、午後 0 時 10 分までとし、その後午後 1 時 00 分から修了検査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号福岡県警察警備員教育センター
--	---	-------------------------------------

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
10名
- (2) 追加取得講習
20名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習
受講申込時において、最近 5 年間に当該講習の区分に係る警備業務 (以下「当該警備業務」という。) に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 追加取得講習
受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上の者

5 受講申込手続等

- (1) 事前 (電話) 受付期間
- ア 受付日
令和 5 年 6 月 5 日 (月) 及び同年 6 月 6 日 (火)
- イ 受付時間
午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間
- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類
- ア 新規取得講習
- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 (講習規則別記様式第 1 号) 1 通
※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付す

ること。

- (イ) 4(1)に掲げる受講対象者に該当することを疎明する書面
- ア 最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書等」という。)
- イ 履歴書
- イ 追加取得講習
- (ア) 5(3)アに掲げる書面
- (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
- ア 新規取得講習
34,000円
- イ 追加取得講習
10,000円
- ※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。
- (5) 申込方法等
- ア 受講を希望する者は、まず 5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話 (093 (381) 2627) に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。
- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。
- ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査（5 枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。
- (5) 本講習は、法第2条第1項第3号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第114号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

令和5年5月19日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
令和5年8月2日（水） から同年8月4日（金） までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（ 最終日の講習については、午後3時40 分までとし、その後修了考査を実施す る。）	北九州市門司区小森江三 丁目9番1号福岡県警察 警備員教育センター

3 受講定員

38名

4 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和5年7月3日（月）及び同年7月4日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通

※ 申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(4) 講習受講手数料

39,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず4(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育セ

ンターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、4(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

5 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

6 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察警のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。